

ねじれ議会で高まる米国経済の減速リスク

ニューヨークリサーチセンター 橋本 政彦／鳥毛 拓馬

要約

2018年11月の中間選挙の結果、2019年1月からは上下院の多数党が異なる「ねじれ議会」が4年ぶりに発生する。ねじれ議会下では、共和・民主両党で意見が対立する法案の成立は困難となり、議会での政策議論は停滞する可能性が高い。超党派での合意が期待されるインフラ投資などについても、財源を巡る意見対立などによって、早期の実現は難しいだろう。

他方、大統領令などを用いた、大統領権限による政策は、トランプ政権にとって引き続き有力な政策手段となる。大統領が議会から付与されている権限により実施される通商政策については、海外に対する強硬姿勢が維持されることになろう。貿易協定に関する国内手続きの際には、下院民主党が抵抗する可能性が高まるが、主な要求は労働者保護・環境規制であり、自由貿易主義への回帰を目指すものではない。

2019年は税制改革の効果の剥落が見込まれるものの、それを補う財政政策は期待できない上、通商政策を巡る不透明感が続くことが予想され、米国経済の下振れリスクが高まっている。

目次

はじめに

1章 ねじれ下での議会運営

2章 大統領が実行可能な政策

3章 米国経済へのインプリケーション

はじめに

2018年の米国における最大の注目イベントであった11月の中間選挙において、トランプ大統領が所属する共和党は、上院の過半数を死守し議席を増やす一方で、下院では議席を減らし8年ぶりに民主党に過半数を譲る結果となった。これによって2019年1月から開始する第116議会では、4年ぶりに上下院の多数党が異なる「ねじれ議会」が発生することになる。

ねじれの発生は選挙前から予想されていたため、サプライズではなかったが、世論を反映しやすいとされる下院で大幅に議席数を減らしたという事実は、これまでのトランプ大統領の政策に対する国民の不満が反映されたものと解釈できよう。本稿では、こうした中間選挙の結果を踏まえ、2019年以降のねじれ議会下では政策議論が停滞する可能性が高いこと、超党派での合意が期待されるインフラ投資も実現は容易でないことを

指摘する。また、議会の停滞感が高まる中、トランプ大統領・政権にとって一層重要性が増すと考えられる大統領権限で実行可能な政策を検討した上で、今後の米国経済に与える影響を考察する。

1章 ねじれ下での議会運営

1.1 ねじれ議会下では法案成立数が減少

まず過去のねじれ議会の事例を確認すると（図表2）、1947年以降の米国議会36会期（第80議会～第115議会）のうち22会期（44年間）は、大統領所属政党と議会の上下両院、またはいずれか一方の多数派政党が異なる「分割政府」であった。つまり、会期の半分以上は分割政府であり、これ自体は決して珍しいことではない。だが、分割政府の中でもねじれ議会となっていたのは、そのうち6会期（12年間：1981年～86年のレーガン政権、2001年～02年のブッシュ（子）政権、2011年～14年のオバマ政権）に限られる。

次に会期ごとの法案成立数の推移を見ると、ねじれ議会下における法案成立数は、上下両院の多数党が同政党である会期と比べて少ない傾向があることが確認できる。1947年以降、オバマ前政権まで、法案成立数が最も少なかったのは、オバマ前政権下においてねじれ議会が発生していた第112議会（2011年～12年）であった。法案が複雑化することなどで、法案成立数が長期的に低下トレンドにある上、ねじれ議会の発生が1980年代以降に偏っている点には留意が必要だが、ねじれ議会においては提出法案数に占める成立法案数の割合も低い。

したがって、過去の経験則に基づけば、2019年以降、議会での法案作成はこれまでよりも困難になる公算が大きい。とりわけ、共和・民主両党

図表1 2018年中間選挙の結果

上院(全100議席)

選挙前	49	51
	民主党	共和党
選挙結果	47	53

過半数=51議席以上

下院(全435議席)

選挙前	193	235
	民主党	共和党
選挙結果	234	200

過半数=218議席以上

(注) 選挙結果は2018年11月29日時点。下院1議席は未判明
(出所) 米国議会上院・下院ウェブサイト、Real Crear Politics
から大和総研作成

図表2 過去の議会多数党と成立法案数

会期	期間	大統領	大統領所属政党	多数党		成立法案数	会期	期間	大統領	大統領所属政党	多数党		成立法案数
				上院	下院						上院	下院	
80	1947～1948	トルーマン	民主党	共和党	共和党	1,364	101	1989～1990	ブッシュ	共和党	民主党	民主党	666
81	1949～1950			民主党	民主党	2,024	102	1991～1992			民主党	民主党	610
82	1951～1952			民主党	民主党	1,617	103	1993～1994	クリントン	民主党	民主党	民主党	473
83	1953～1954	共和党	共和党	1,783	104	1995～1996	共和党	共和党			337		
84	1955～1956	アイゼンハワー	共和党	民主党	民主党	1,921	105	1997～1998			共和党	共和党	404
85	1957～1958			民主党	民主党	1,720	106	1999～2000			共和党	共和党	604
86	1959～1960			民主党	民主党	1,292	107	2001～2002	ブッシュ(子)	共和党	民主党(注2)	共和党	383
87	1961～1962	ケネディ	民主党	民主党	民主党	1,569	108	2003～2004			共和党	共和党	504
88	1963～1964			民主党	民主党	1,026	109	2005～2006			共和党	共和党	483
89	1965～1966	ジョンソン	民主党	民主党	民主党	1,283	110	2007～2008	オバマ	民主党	民主党	民主党	460
90	1967～1968			民主党	民主党	1,002	111	2009～2010			民主党	民主党	385
91	1969～1970	ニクソン	共和党	民主党	民主党	941	112	2011～2012			民主党	共和党	284
92	1971～1972			民主党	民主党	768	113	2013～2014			民主党	共和党	296
93	1973～1974			民主党	民主党	772	114	2015～2016	共和党	共和党	329		
94	1975～1976	カーター	民主党	民主党	民主党	729	115	2017～2018	トランプ	共和党	共和党	共和党	279
95	1977～1978			民主党	民主党	804	116	2019～2020			共和党	民主党	-
96	1979～1980			民主党	民主党	736							
97	1981～1982	レーガン	共和党	共和党	民主党	529					統一政府平均	1,053	
98	1983～1984			共和党	民主党	675				分割政府平均	855		
99	1985～1986			共和党	民主党	688				ねじれ議会平均	476		
100	1987～1988			民主党	民主党	761				全体平均	863		

(注1) 成立法案数のうち太字は分割政府、網掛けはねじれ議会。第115議会は2018年11月20日時点であり、平均値には第115議会は含まない
(注2) 会期当初は両党50議席で副大統領兼上院議長が共和党のため共和党が多数党。2001年6月に上院共和党議員が離党し民主党寄りの独立系となったため民主党が多数党

(出所) 米国議会上院・下院ウェブサイト、The Brookings Institutionから大和総研作成

で意見が対立する法案が議会を通過する可能性は大きく低下することになろう。例えば、トランプ大統領の就任後、共和党が優先的に取り組んだものの実現に至らなかった、オバマケアの廃止・置換などの政策は、一層実現が困難になったと考えられる。また一方で、民主党が主張する社会保障の拡充や移民政策の緩和、富裕層向け減税の巻き戻しなど、これまでのトランプ政権による政策を覆すことも難しい。

さらに、下院の過半数を民主党が獲得したことで、民主党によるトランプ政権に対する監視は強まることにも留意が必要である。新たに下院議長に就任するとみられるナンシー・ペロシ民主党下院院内総務は、以前から、2016年の大統領選挙におけるロシアの介入疑惑に関する調査や、トランプ大統領の納税申告書の提出を求めることを明言してきた。このため第116議会が始まる2019年には、そうした動きが本格化する可能性がある。仮に、こうした問題に関する議論に議会での時間が割かれることになると、本質的な政策議論は一層進みづらくなる。

なお、第115議会（2017年～18年）では、大統領、および上下両院の多数党が共和党という、トランプ政権にとって有利な状況であったにもかかわらず、成立法案数は279（2018年11月20日時点）と過去最低の更新も視野に入る。ねじれ議会となる第116議会では、第115議会以上に成立法案が減少することが予想され、そうなれば「最も生産性の低い議会」として、議会のみならずトランプ大統領への批判も高まることになろう。

2. インフラ投資も実現は容易ではない

1) 両党で異なる投資の方針

ねじれ議会下においても実現の可能性が残される政策としては、超党派での合意が得られる政策ということになる。共和党、民主党間で比較的合意が得られやすい政策の代表例としてはインフラ投資が挙げられよう。実際、2019年以降、ねじれ議会となることが確定した中間選挙直後には、トランプ大統領、ペロシ下院院内総務の双方がインフラ投資での協調の可能性に言及した。インフラ投資は、これまで多くの公約を実行に移してきたトランプ大統領が積み残している政策の一つであり、2020年の大統領選挙に向けたアピールの材料とするため、重点的に取り組む公算が大きい。

だが、期待感が高まるインフラ投資についても、早期の実現は容易ではないと考えられる。インフラ投資の必要性という部分については両党で共有されているものの、その方針、具体的な内容に関して両党の意見の隔たりは大きい。

トランプ政権が、2018年2月に発表したインフラ投資計画では、10年間で少なくとも1兆5,000億ドルのインフラ投資を推進するとした。しかし、連邦政府からの資金拠出は2,000億ドルにとどまり、しかもその資金は直接的なインフラ投資ではなく、州・地方政府や民間セクターによる、残りの1兆3,000億ドル分のインフラ投資を呼び込むためのプログラムに投じるとされている。資金拠出以外のインフラ喚起策として、インフラ投資の決定権を州・地方政府へ移譲する他、プロジェクトの許可プロセスの簡素化や、規制撤廃を掲げており、トランプ政権が目指すインフラ投資計画はあくまで州・地方政府、民間セクターによるインフラ投資に重点を置いた政策である。

こうしたトランプ政権の計画に対して、民主党は連邦政府による1兆ドル規模の資金拠出、インフラ投資が必要であり、それによって地方経済の活性化、雇用創出を目指すべきとして反対を表明している。

2) 財政による足かせと財源の議論

トランプ政権が、インフラ投資を州・地方政府や民間部門に委ねようとしている背景には、小さな政府を志向するという共和党の性格があると考えられるが、それに加えて、連邦財政の悪化という事情も関係している。

2018年からの税制改革によって、経済への押し上げ効果が期待される半面、連邦財政は悪化を免れない。CBO（議会予算局）の試算によれば、税制変更による税収の減少と利払い費の増加によって、連邦政府の財政収支は2018年度から28年度までに累計2.3兆ドル程度悪化するとされる。減税による景気浮揚効果が税収を増加させる効果も見込まれるものの、景気改善による財政収支の改善効果は4,600億ドル程度にとどまり、

税収の減少を補うには至らない。実際、2018年度（2017年10月～18年9月）の財政収支額は、7,790億ドルの赤字と、2012年度以来の大幅な赤字を記録しており、2019年度以降もさらなる赤字の拡大が見込まれる（図表3）。

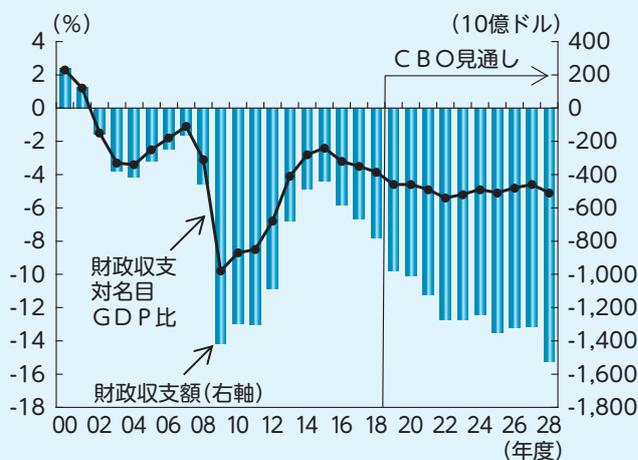
こうした連邦財政の状況に鑑みると、民主党が主張する1兆ドル規模どころか、トランプ政権が提示した2,000億ドル規模の連邦支出であったとしても、財源の確保が大きな課題となる。だが、財源の確保という観点においても共和、民主両党で意見が対立しており、インフラ投資の実現を阻む要因となる。

2018年度の財政赤字拡大を受けて、トランプ大統領が閣僚に対し、歳出の5%削減を指示したことも表れているように、共和党としてはインフラ投資を拡大するための財源として、歳出削減をまず検討することになろう。トランプ政権はこれまでも予算教書において、社会保障関連費用や環境関連費用など、幅広い分野での歳出削減を議会に対して提案してきた。

一方、民主党は、こうした歳出削減に強く反発しており、歳出削減よりはむしろ、富裕層向けを中心とした増税を財源確保のために提案する可能性が高い。民主党はトランプ政権による税制改革に関して、とりわけ富裕層の恩恵が大きい点を批判してきた。しかし、当然ながら、税制改革を議会の大きな成果とする上院共和党がそうした増税に賛同するとは考えられないことから、仮に下院民主党が増税法案を可決したとしても、上院を通過することは難しいだろう。

こうした財政上の制約についてはインフラ投資に限った問題ではないため、財

図表3 CBOによる連邦財政収支見通し



(出所) CBO、米国財務省から大和総研作成

政を活用した政策は全般的に実行に移すことは困難であるとみられる。税制改革による財政の悪化によって、政策の自由度が低下している点は、今後の政策運営を見通す上での重要なポイントとなるだろう。

なお、財政を巡る問題としては、議会がねじれることによって、予算不成立による政府機関の一部閉鎖という事態がこれまで以上に発生しやすくなる点にも留意が必要である。予算を巡る対立自体が、予算成立を阻む要因となるだけでなく、予算とは直接的に関係のない議論での対立の結果、予算が成立しないということも起こり得る。事実、2018年1月には上下院の過半数を共和党が握っていたにもかかわらず、期限までに予算が成立せず、政府機関の一部が3日間にわたって閉鎖されたが、その際の主な対立点は、トランプ政権によ

る移民政策の厳格化を巡るものであった。また、トランプ大統領は以前から、南部国境での壁建設費用を予算に計上することを議会に求め、そのためには予算に対して拒否権を発動し、政府機関の一部閉鎖も辞さない考えを表明してきた。下院の過半数を民主党が占め、予算に民主党の意見が反映されやすくなったことで、議会对立だけではなく、大統領の拒否権発動による予算不成立も発生しやすくなったと考えられる。

2章 大統領が実行可能な政策

1. 憲法上の大統領の権限

議会での法案作成を通じた実績作りが困難となれば、トランプ大統領はこれまで以上に、大統領権限で実行可能な政策に注力する可能性が高いと



みられる。それでは、そもそも大統領権限とは何か、トランプ大統領は何ができるのかについて、ここであらためて確認するとともに、今後、考えられ得るトランプ大統領の政策について検討する。

合衆国憲法では、「大統領は、随時、連邦議会に対し、連邦の状況に関する情報を提供し、自ら必要かつ適切と考える施策について審議するよう勧告する」（第2章第3条）と定められている。具体的には、大統領は毎年、連邦議会で自らの考えを述べる一般教書演説を行う他、翌会計年度の連邦予算の編成方針を示す予算教書を連邦議会に提出する。さらに、経済状況の判断を示す大統領経済報告を議会に提出する（これらは合わせて「三大教書」と呼ばれている）。これらを通じて、大統領は、自らが必要と考える法律を整備するよう議会に協力を求めることができる。特に、一般教書演説は、大統領が自らの政策綱領について連邦議会に協力を求めるものといえ、2019年の一般教書演説において民主党が下院の多数派を握る中、トランプ大統領がいかなる政策について民主党に協力を求めているのか、その内容が注目される。

一方、大統領には議会で可決された法案の拒否権が認められており、拒否権を発動することにより現状の政策を維持するという手段を取ることも可能である。ただし、大統領が拒否した法案でも、上下院それぞれ3分の2以上の賛成があれば、大統領の拒否権は覆され、法案は成立する。過去の例を見ると、直近でねじれ議会であった第107

議会（2001年～02年）、第112議会（2011年～12年）、第113議会（2013年～14年）のいずれにおいても拒否権が発動されたケースはなかった¹。ねじれ議会においては、拒否権が発動されるような法案はそもそも大統領の下に届かない可能性が高いのではないだろうか。

また、大統領は、各省庁の長官、連邦政府高官や最高裁判事を含む連邦裁判所判事を任命する権限を有する（上院の承認が必要）。ねじれ議会となっても上院の多数派を共和党が占めたことで、トランプ大統領は引き続き自身の考えに近い候補者を閣僚や政府高官、裁判官に任命し、上院共和党による承認を得られる道が残された。トランプ大統領は中間選挙で上院の過半数確保を重視した選挙戦を展開したのは、まさに、自身の政策を実施する上で人事権が非常に重要であることを認識していたからであろう。特に裁判官の任命は保守派の支持層から重要視されている。トランプ大統領は、近年の大統領と比べて、最も多くの裁判官を指名することになっており²、2020年の大統領選挙再選のための重要な実績作りとして、今後2年間も保守的な傾向のある裁判官を多く指名していくことが予想される。

2. 大統領令で可能な政策

過去2年間の大統領権限で注目されたのは、トランプ大統領が就任直後から矢継ぎ早に発した、大統領令（Executive Order）や大統領覚書（Presidential Memoranda。訳語では区別されずに「大統領令」と言われることも多い）であろ

1) The American Presidency Project ウェブサイト
<https://www.presidency.ucsb.edu/statistics/data/presidential-vetoes>
2) ヘリテージ財団ウェブサイト
<https://www.heritage.org/judicialtracker>

う。大統領令により、TPPからの離脱、北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉の開始などが行われた。

ねじれ議会となったことで、今後、トランプ大統領は自身の考える政策を実現するため、大統領令を積極的に発出するのだろうか。

ここで、大統領令（Executive Order）に限ってみると、本稿執筆（2018年11月27日）時点でトランプ大統領は、就任以降87本の大統領令を発出している³。近年の大統領の就任当初2年間を見ると、クリントン元大統領が60本、ブッシュ（子）元大統領が85本、オバマ前大統領が74本の大統領令をそれぞれ発出している。これらと比べると、トランプ大統領の大統領令は最も多いが、その数は突出しているとはいえない。

また、ねじれ議会の時期における大統領令の本数についてみると、ブッシュ（子）元大統領は2001～02年で年平均42.5本、オバマ前大統領は2011～14年で年平均31本それぞれ発出している。ねじれ議会も含む在任中の大統領令の年平均本数がブッシュ（子）元大統領35.8本、オバマ前大統領33.6本（いずれも任期最終年の1月を除く）であったことからすれば、ねじれ議会において多くの大統領令が発出された傾向があるわけではない。過去の経験則に照らせば、2019年1月から開始するねじれ議会の期間においても、トランプ大統領がこれまでより極端に多くの大統領令を発する可能性は、それほど高くはないと想定される。ただし、大統領令が適切な権限により発せられた場合に、法律と同等の効力を持つとの指摘もあり、行政府への命令を通じて間接的

に国民に影響を及ぼす可能性がある大統領令については、一定の留意が必要であろう。

3. 通商政策の行方

大統領が議会から明示的に付与された権限を使用して実施できる政策として特に注目されるのが通商政策などの外交政策である。

合衆国憲法第1章第8条は「諸外国との通商を規制する権限」（第3項）および「租税、関税、輸入税、消費税を賦課し、徴収する権限」（第1項）を議会に対して付与しており、憲法自体は大統領に通商政策に関する責任を負わせていない。一方、第2章第2条では大統領は、上院の助言と承認が必要なものの条約締結権限を有しており（第2項）、国家の外交行為に対する広範な権限を行使することができることとされ、大統領は、貿易協定を締結するために他国と交渉する固有の権限を有すると解されている。もっとも、大統領が締結した貿易協定が効力を発生するためには、米国内法を新たに制定、改正するなど議会の手続きが必要である。

2015年6月に制定されたファスト・トラックとも呼ばれる貿易促進権限（Trade Promotion Authority：TPA）法は、議会の貿易協定の交渉に関する権限を大統領に委任する一方、署名前後の国内手続きを定めている。

具体的には、大統領はTPA法に基づき他国と貿易交渉を行い協定に署名した後、その協定の実施法案を議会に提出する。議会では協定実施法案に対する修正権は認められておらず、賛否のみの採決が行われる。議会で賛成の可決が得られ

3) 連邦官報

<https://www.federalregister.gov/presidential-documents/executive-orders>

ば、協定は発効されることになる。TPA法は、2018年6月30日までの時限立法であったが、同日に2021年6月30日まで延長された。

現在このプロセスで進められているのが、米国、カナダ、メキシコの3カ国で2018年11月30日に署名が行われた新NAFTA（United States - Mexico - Canada Agreement: USMCA）である。また、実際に貿易協定の交渉の実務を担当するUSTR（米国通商代表部）は2018年10月に、TPA法に基づき、日本、EU、英国との貿易交渉を開始する意思を議会に通知している。

USMCAに関して今後注目されるのは、協定署名後の協定実施法案の作成および議会での審議の行方である。下院民主党はUSMCAの締結そのものに反対しているわけではないようだが、労働・環境規制について、より厳格にするよう要求することが見込まれている。このため、議会で協定実施法案の修正権が認められていない民主党は、協定実施法案が議会に提出される前のいわゆる模擬審議（Mock Markup）において政府側と協議し、民主党の主張を盛り込むことを要請することなどが考えられる。模擬審議とは、TPA法には規定されていないが、大統領が協定実施法案を両院に正式に送付する前に、下院歳入委員会および上院財政委員会が協定実施法案の内容について大統領にアドバイスする、非公式手続きとされる。もっとも、大統領は必ずしもその審議結果を協定実施法案に盛り込む必要はないため、下院民主党は、自らの主張が盛り込まれなかった場合に、協定自体を否決する、あるいは再交渉を求めるなど審議を先延ばしする可能性もあり、実際に協定実施法案が議会で正式に審議が開始されるまで時間がかかることが想定される。

過去の例を見ると、ブッシュ（子）政権下の2007年6月に米韓FTAの協定署名が行われたが、当時、議会民主党（なお当時の下院議長はペロシ現下院院内総務）が協定内容に反対したため再交渉が行われた。最終的に協定実施法案が議会で可決されたのは下院共和党が過半数を奪還した後の2011年10月であり、協定署名から実に4年以上かかったのである。

2019年以降に実施される通商政策に関しても、トランプ大統領に一定の権限があるとはいえ、協定署名後の議会手続き、特に下院民主党の抵抗に遭う結果、その進展が難航することも予想される。

ただし、民主党の主な要求は労働者・環境保護規制をより厳格にすることとされており、必ずしも自由貿易主義への回帰を目指すものではないことには留意が必要だろう。

一方、貿易協定以外の交渉では、通商法301条に基づき大統領に権限が付与されている対中追加関税の導入を契機とした中国との貿易戦争の行方が大きな注目点となろう。

トランプ政権は、既に合計2,500億ドル規模の輸入品に対して追加関税を導入している中国に対して、さらに追加で残りの全品目、2,670億ドル相当の輸入品に対する追加関税の導入を検討している。これまでの中国に対する強硬姿勢の背景には、単なる貿易赤字の問題だけでなく、中国による知的財産権の侵害や、鉄鋼などでの過剰生産能力の問題、さらにはハイテク産業での覇権争いなど、様々な問題が絡んでいる。このような認識は民主党とも一致しており、むしろ民主党が大統領に対し、より強硬な姿勢を取るよう迫るなど、民主党の支持層にアピールすることも考えられる。

したがってトランプ大統領が方針を転換し、中

国への強硬姿勢を緩和する方向へ進むことは容易ではないとみられ、米中間の貿易摩擦が短期で終息する可能性は低いだろう。

3章 米国経済へのインプリケーション

大型インフラ投資や、トランプ大統領が中間選挙前に提案した中間層向けの追加減税など、景気刺激的、裏を返せば財政赤字を膨張させるような政策の実現は期待できない。となれば、2018年の景気拡大を下支えした税制改革の効果は2019年には剥落し、経済成長率を鈍化される要因となる。

しかし、これはあくまでカンフル剤によって押し上げられてきた米国経済が、実力並みの成長に回帰することに他ならない。2018年の実質GDP成長率は前年比+2.9%程度となることが見込まれるが⁴、これは2015年以来3年ぶりの高成長であり、+2%程度とみられる潜在成長率を大きく上回っている。税制改革の主たる目的が短期的な景気浮揚であったわけではないが、好景気下での拡張財政は異例であり、2018年の成長が「出来過ぎ」だったと言わざるを得ない。減税効果剥落による2019年の減速は、政策実現当初から予期されていたものであり、過度に悲観的に捉えるべきものでもない。

一方で、トランプ大統領の大統領権限による政策が続くことは、米国経済にとってのリスクとなる。特に、2018年以降、注目されている通商政策については、引き続き最大限の注意を払う必要があるだろう。

そもそも、2018年に実行された追加関税の悪影響については、2019年に入って本格化する公算が大きい。追加関税は2018年3月の鉄鋼・アルミ製品への追加関税が手始めに導入されたが、中国への追加関税が導入されたのは、年後半の7月以降である。また、対中追加関税は、段階的に実施されており、第1弾（340億ドル規模の輸入品に25%）、第2弾（160億ドル規模の輸入品に25%）では比較的小規模であったのに対し、2018年9月24日から発動している第3弾（2,000億ドル規模の輸入品に10%）では、関税規模、および対象製品が大幅に拡大された。2019年はこうした大規模な関税が年間を通して影響することが予想される。対中関税第3弾については追加税率の引き上げ（10%→25%）が2019年1月1日に予定されていたが、2018年12月の米中首脳会談でその実施が90日間猶予されることとなった。ただし、この間に協議がまとまらなければ予定通り追加税率は引き上げられるだろう。

加えて、トランプ政権が検討中とされる対中追加関税の輸入全品への拡大や、自動車・同部品に追加関税の導入が実施されれば、悪影響はさらに大きくなる。また、関税を脅しとした交渉の継続が見込まれる通商協定についても、トランプ政権が望ましいと考える「ディール」が、必ずしも米国経済にとってプラスになるとも限らない。USMCAで合意された自動車産業での原産地規制の強化、最低賃金条項などがその好例と言える。

仮に、米国経済の減速感が強まれば、トランプ大統領への不信感が高まり、産業界を中心に保護主義的な通商政策に対する批判がこれまで以上に

4) IMF、OECDがいずれも最新の見通しにおいて+2.9%の成長を予想している他、Blue Chip コンセンサス（2018年11月）も+2.9%となっている。

強まる可能性が高い。追加関税はトランプ大統領の支持率対策という側面もあるとみられることから、景気減速をきっかけに、トランプ大統領が中国をはじめとする貿易相手国への姿勢を軟化させると見る向きもある。だが、トランプ大統領の言動やこれまでの政策を見る限り、景気減速がむしろ通商交渉において一層過激さを増すきっかけともなり得る。いずれにせよ通商政策を巡る不透明感は当面晴れそうにない。

トランプ大統領は2020年の大統領選挙での再選を目指す意向を示しているとされるが、中間選挙の結果を見る限り、再選は決して盤石と言える状況ではない。トランプ大統領は自身の権限を行使し政策を実行していく上で、これまでの2年間とは異なり、議会、特に下院民主党と密にコミュニケーションを取り、積極的な働きかけを行っていくことが求められるだろう。

しかし、議会での対立が深まり、トランプ大統領が大統領権限に頼った政策を強行に押し進めれば、これまで以上に反トランプの機運が高まると予想される。2019年には、2020年の大統領選挙での指名候補者選びが始まることになるが、そうした反トランプ派が台頭することになれば、米国の二極化は一層強まることになろう。



【参考文献】

- ・ IMF “World Economic Outlook”, October 2018
- ・ Congressional Research Service “Trade Promotion Authority (TPA) : Frequently Asked Questions” (September 4, 2018)
- ・ 中林美恵子 『トランプ大統領とアメリカ議会』 日本評論社、2017年

[著者]

橋本 政彦 (はしもと まさひこ)



ニューヨークリサーチセンター
シニアエコノミスト
担当は、米国経済全般

鳥毛 拓馬 (とりげ たくま)



ニューヨークリサーチセンター
主任研究員
担当は、米国金融制度